

埼玉県環境基本計画

— 持続可能な埼玉の未来を描く —

(概要版)

—「埼玉県環境基本計画」の見直しにあたって—



私たちのふるさと埼玉には、秩父の山々をはじめ、武蔵野の面影を残す雑木林、荒川など、豊かな自然が残されています。埼玉の貴重な自然環境を次世代に引き継ぐとともに、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築するため、県では「みどりと川の再生」や「地球温暖化対策」などの取組を、県民の皆様と一緒に進めてきたところです。

こうした中、平成28年11月には、温室効果ガス削減に向けた新たな国際枠組みである「パリ協定」が発効するなど、環境分野を取り巻く状況は変化しています。

このような状況の変化に対応するため、今回、「埼玉県環境基本計画」を見直しました。

計画を推進するためには、県民、市民団体、企業、行政などの各主体による連携・協働が何よりも大切です。自然と共生しながら持続的に発展する埼玉の実現に向けて、皆様の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。

平成29年3月

埼玉県知事 上田清司

CONTENTS

「埼玉県環境基本計画」の見直しにあたって	1
「埼玉県環境基本計画」の概要	1
計画が目指す社会	2
見直しの主な内容	2
長期的な目標と施策展開の方向	3
長期的な目標ごとの取組	5
Ⅰ 低炭素社会づくり	5
Ⅱ 循環型社会づくり	7
Ⅲ 自然共生社会づくり	9
Ⅳ 環境保全型社会づくり	11
Ⅴ 協働社会づくり	13

「埼玉県環境基本計画」の概要

■ 位置づけ

環境基本計画は、埼玉県環境基本条例の基本的理念である「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築」を図るため、同条例に基づき環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進するために策定するものです。

■ 見直しの趣旨

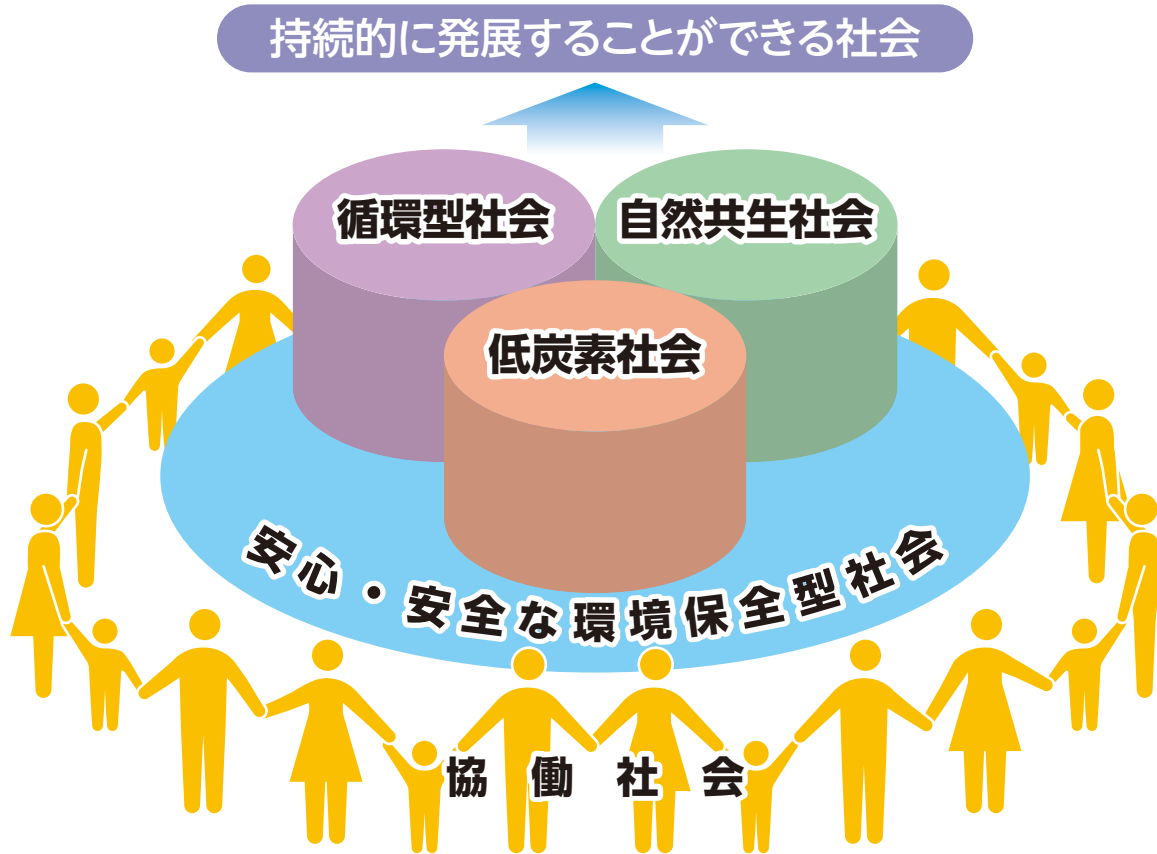
現計画である第4次環境基本計画は、平成24年7月に策定し、計画期間は、平成33年度までの10年間としました。計画期間の5年目を迎え、社会経済や環境の状況変化に対応するため、計画期間の後半5年間の施策などを見直しました。

■ 期間

平成24年度～平成33年度（10年間）

計画が目指す社会

「安心・安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野で、各主体が「協働」して取り組み、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会



見直しの主な内容

状況の変化

- 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故等により、我が国のエネルギー需給を取り巻く状況は大きく変化
- 京都議定書に代わる新たな国際枠組「パリ協定」発効

- 東日本大震災では、これまでの災害をはるかに超えた膨大な災害廃棄物が発生

対応

- 地域特性を生かした再生可能エネルギーなどの新たなエネルギー利用の促進、省エネルギー対策をはじめとする地球温暖化対策などを盛り込んだ長期的な目標を位置付けました。

- 環境分野における安心・安全の取組を強化するため、長期的な目標「環境負荷の少ない安心・安全な循環型社会づくり」を2つの目標に分け、新たに「防災」の視点を取組に盛り込みました。

長期的な目標と施策展開の方向

埼玉県環境基本条例の基本的理念である、「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会」の構築を目指し、21世紀半ばを展望した新たな長期的な目標(将来像)を設定します。

長期的な目標

I

新たなエネルギーが普及した自立分散型の**低炭素社会**づくり

再生可能エネルギーや水素エネルギーの普及など分散型のエネルギー利用が進むとともに、省エネルギーの進んだ環境にやさしい生活や事業活動が普及し、低炭素な社会となっています。

II

限りある資源を大切にする**循環型社会**づくり

廃棄物の3R(発生抑制「リデュース」、再使用「リユース」、再生利用「リサイクル」)が徹底され、ごみの減量化や再資源化が進んだ、限りある資源を大切にする社会となっています。

III

恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ**自然共生社会**づくり

保全や再生された身近な緑と川に彩られるとともに、森林が適正に整備・保全され、多くの県民が生物の多様性に富んだ自然環境に親しんでいます。

IV

安心・安全な**環境保全型社会**づくり

きれいな大気や水に恵まれ、環境負荷の少ない安心で安全な社会となっています。

V

環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む**協働社会**づくり

県民、市民団体、企業、行政が、各地域において、それぞれの役割を主体的かつ積極的に担いながら、一体となって環境の保全・創造に取り組んでいます。

長期的な目標を実現するため、環境の保全と創造に関する20の施策展開の方向を示します。

施策展開の方向

1 新たなエネルギー社会の構築

2 地球温暖化対策の総合的推進

3 ヒートアイランド対策の推進



4 廃棄物の減量化・循環利用の推進

5 廃棄物の適正処理の推進

6 水循環の健全化と地盤環境の保全

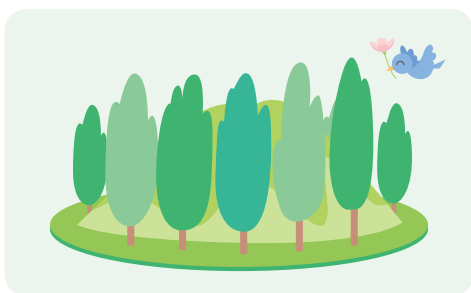


7 川の保全と再生

8 みどりの保全と再生

9 森林の整備と保全

10 生物多様性の保全



11 大気環境の保全

12 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止

13 化学物質・放射性物質対策の推進

14 身近な生活環境の保全

15 環境分野の災害への備えの推進



16 環境と経済発展の好循環の創出

17 環境と共生する地域づくりの推進

18 連携・協働による取組の拡大

19 環境を守り育てる人材育成

20 環境科学・技術の振興と国際協力の推進



新たなエネルギーが普及した 自立分散型の低炭素社会づくり



燃料電池自動車 (FCV) と県庁スマート水素ステーション

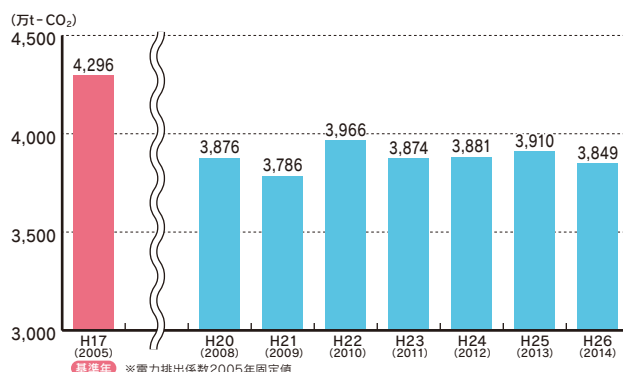
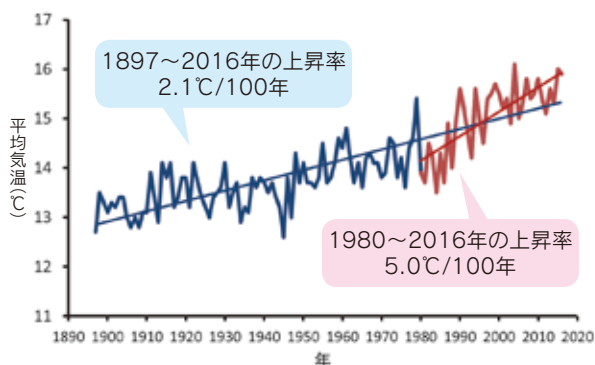
現況と課題

エネルギー

- ・平成26年度末現在の再生可能エネルギーなどの分散型電源による発電量は県内電力使用量の8%程度にとどまっています。そのため、本県でも、再生可能エネルギーの普及拡大に向けた取組を更に推進することが必要です。
- ・燃料電池自動車 (FCV) の発売や国の水素社会実現に向けたロードマップの公表などを契機として、水素エネルギーが注目されています。本県でも効率的で環境負荷の少ないエネルギーとしての水素利用を拡大していくことが必要です。

地球温暖化・ヒートアイランド

- ・本県では「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」において、温室効果ガス排出量(需要側)を2020年に2005年比で21%削減することを目標とし、様々な取組を進めてきました。本県の2014年の温室効果ガス排出量(需要側)は、2005年比で10.4%の削減となっており、引き続き削減の努力が求められる状況となっています。
- ・地球温暖化の進展による異常気象の増加とヒートアイランド現象があいまって、夏場の著しい高温化が懸念されており、効果的な対策を進めることが必要です。



施策展開の方向

施策1 新たなエネルギー社会の構築

- ・ 燃料電池自動車 (FCV) の普及
- ・ 水素社会実現に向けた取組
- ・ 再生可能エネルギーの普及拡大
- ・ コージェネレーションの普及拡大
- ・ エコタウンモデルの検証等



浦和水素ステーション

施策2 地球温暖化対策の総合的推進

- ・ 地球温暖化対策計画制度の円滑な運用
- ・ 目標設定型排出量取引制度の円滑な運用
- ・ 中小企業における省エネルギー対策の促進
- ・ 低炭素型ビジネススタイルへの転換
- ・ 低炭素型ライフスタイルへの転換
- ・ 環境に配慮した交通の実現
- ・ 豊かな県土を育む森林の整備・保全 (二酸化炭素 (CO₂) 吸収源対策)
- ・ 地球温暖化への適応策の推進
- ・ フロン類の管理の適正化の推進



漫画で学ぶ地球温暖化対策教育副読本

施策3 ヒートアイランド対策の推進

- ・ 人工被覆面などの緑化
- ・ 建物の遮熱化と蓄熱対策の推進
- ・ 建物からの排熱の抑制
- ・ 自動車からの排熱の抑制
- ・ 低炭素型ライフスタイルへの転換
- ・ 熱中症予防策と適応策の推進



平成28年度に整備した
先導的ヒートアイランド対策住宅街モデル(白岡市)

主な施策指標

県全体の温室効果ガスの排出量

現状値

3,849万t-CO₂
(平成 26 年度)



目標値

3,363万t-CO₂
(平成 33 年度)

次世代自動車の普及割合

現状値

11%
(平成 26 年度末)



目標値

33%
(平成 33 年度末)

II

限りある資源を大切に する循環型社会づくり



最終処分場での目視検査

現況と課題

廃棄物

- ・最終処分量の一層の削減のため、ごみを出さないライフスタイルの定着や産業廃棄物の排出量の抑制に努める必要があります。
- ・今後は、高度成長期に造られた建築物の老朽化が進み、建替えなども見込まれることから、発生現場でより一層の分別やリサイクルの推進、適正処理の徹底が必要です。
- ・産業廃棄物の適正処理を推進するため、監視・指導の徹底や電子マニフェストの利用を更に促進する必要があります。
- ・ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物については、「埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に定められた処理期限までに確実かつ適正に処理しなければなりません。

水循環

- ・健全な水循環の維持又は回復に向け、水を適切かつ有効に利用するための取組を促進する必要があります。
- ・地盤沈下は沈静傾向ですが、依然として緩やかに継続しています。特に、渇水時などには地盤沈下は顕著に現れることから、今後も地盤沈下対策が必要です。



昭和の名水百選 やまとみず 日本水(寄居町)

施策展開の方向

施策4 廃棄物の減量化・循環利用の推進

- ・ ぐみを出さないライフスタイルの普及
- ・ 食品ロス・事業系ごみ削減の促進
- ・ 建設廃棄物などの再資源化の促進
- ・ 各種リサイクル法の円滑な実施
- ・ 廃棄物系バイオマスの利活用の促進
- ・ 循環型社会に向けた環境学習の推進
- ・ 県の率先行動と市町村支援
- ・ リサイクル製品の認定
- ・ 資源循環工場の適切な運営管理



親子エコ・クッキング教室

施策5 廃棄物の適正処理の推進

- ・ 廃棄物の排出者及び処理業者に対する適正処理の推進
- ・ 不法投棄の未然防止・早期発見・早期対応の徹底
- ・ PCB 廃棄物の適正処理
- ・ 石綿廃棄物の適正処理



産業廃棄物運搬車両路上調査

施策6 水循環の健全化と地盤環境の保全

- ・ 健全な水循環に関する取組や連携
- ・ 雨水利用の推進
- ・ 雨水貯留浸透施設の整備
- ・ 透水性アスファルト舗装による歩道整備
- ・ 地盤沈下防止対策の推進



雨水利用の例(埼玉スタジアム2002)(さいたま市)

主な施策指標

一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量

現状値

47g/人・日
(平成26年度)



目標値

43g/人・日
(平成33年度)

産業廃棄物の最終処分量(年間)

現状値

192千t
(平成26年度)



目標値

172千t
(平成33年度)

III

恵み豊かなみどりや川に彩られ、 生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり



緑のトラスト保全第14号地(藤久保の平林地(三芳町))

現況と課題

河川

- ・ 県内の河川水質は、下水道の整備や合併処理浄化槽の普及による生活排水からの負荷の低減などにより、着実に改善してきていますが、水質の改善が必要な河川も残っており、更なる取組が必要です。

身近な緑

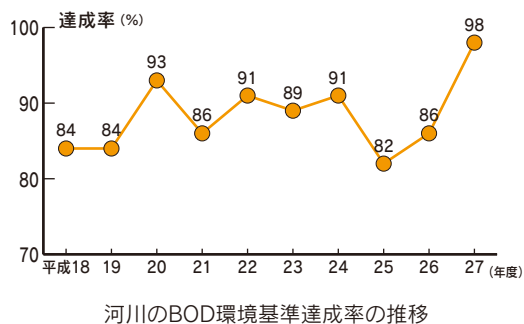
- ・ 都市化の進展などにより、緑が年々減少し、昭和50年からの30年間で東松山市の面積に相当する6,514haの平地林が消失しています。身近な緑の保全と再生、創出を推進し、豊かな生活環境を将来に引き継いでいくことが必要です。

森林

- ・ 森林は木材の生産をはじめ、水源かん養など多くの機能を有しています。しかし、間伐などの手入れの不足やニホンジカの食害などによる森林の荒廃が見られ、それらの機能の低下が懸念されています。森林の様々な機能を持続的に発揮させるため、間伐や獣害対策などを適切に実施しながら、森づくりを進めることが必要です。

生物多様性

- ・ ニホンジカやイノシシなど一部の野生動物や外来生物であるアライグマなどが増加しており、生態系に影響を与えています。そこで、生物多様性保全への意識の浸透や各地域での具体的な活動展開が必要です。



施策展開の方向

施策7 川の保全と再生

- ・下水道などの整備の促進
- ・単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽への転換促進
- ・非かんがい期の農業用水路などへの通水の実施
- ・水辺空間の再生の推進
- ・川の再生に取り組む地域団体などへの活動支援
- ・川の国アドバイザー制度の活用
- ・新たに川の再生に取り組む人材の育成



川の再生地域交流会

施策8 みどりの保全と再生

- ・身近な緑の保全の推進
- ・身近な緑の再生（創出）の推進
- ・彩の国みどりの基金やさいたま緑のトラスト基金の運営
- ・緑の保全・再生のための県民運動の推進



敷地内の緑化

施策9 森林の整備と保全

- ・公益的機能を持続的に発揮する森林の整備
- ・森の若返りの推進
- ・病虫獣害対策の推進
- ・県民参加の森づくりの推進
- ・住宅や公共施設などでの県産木材の利用拡大
- ・県産木材の安定的な供給体制の構築



間伐などの手入れを行った森林



手入れ前

施策10 生物多様性の保全

- ・生物多様性保全県戦略の普及・啓発
- ・外来生物分布状況の把握
- ・県民による自然環境保全活動の推進
- ・自然とのふれあいの推進
- ・希少野生動植物の保護の推進
- ・野生鳥獣の適正な保護管理
- ・侵略的外来生物の計画的防除



ミヤマスカシユリ（県内希少野生動植物種）

主な施策指標

アユが棲める水質(BOD 3mg/L 以下)の河川の割合

現状値

89%
(平成 27 年度)



目標値

93%
(平成 33 年度)

身近な緑の創出面積

目標値

250ha
(平成 29 年度～平成 33 年度の累計)

IV

安心・安全な 環境保全型社会づくり

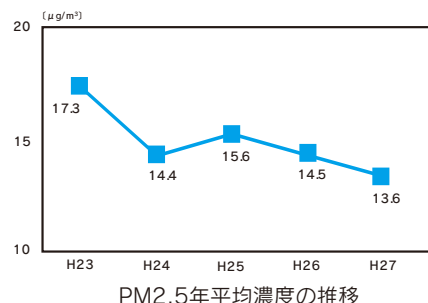


災害廃棄物処理図上訓練

現況と課題

大気

- ・ 大気環境基準は概ね達成しているものの、光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)については、達成率が低い状況です。引き続き工場・事業場のばい煙規制及び自動車からの排出ガス削減対策の推進が必要です。



公共用水域・地下水・土壌

- ・ 公共用水域の水質については、有害物質の環境基準の超過はほとんど見られなくなるなど、着実に改善されています。引き続き、生活排水対策や産業系排水の負荷低減の取組により、更に水質の向上を図ることが必要です。
- ・ 土壌・地下水汚染が判明した場合は、人への健康被害を防止するため適切な対策を行うことが必要です。

化学物質

- ・ 化学物質による環境リスクを減らすために、事業者による自主的な適正管理を促進することが必要です。また、県民や事業者などが化学物質に関する正確な情報を共有し、相互に理解を深めていくことが重要です。

身近な生活環境

- ・ 騒音・振動・悪臭公害を防止し、身近な生活環境を保全していくことが必要です。

災害への備え

- ・ 東日本大震災では、これまでの災害をはるかに超えた膨大な災害廃棄物が発生するとともに、化学物質を取り扱う事業所においても多くの事故が発生しました。震災から得られた知見・教訓を基に、災害廃棄物対策や化学物質取扱事業所における漏えい対策を強化することが必要です。

施策展開の方向

施策11 大気環境の保全

- ・工場・事業場に対する規制、指導
- ・自動車からの排出削減対策の推進
- ・光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)対策の推進
- ・大気汚染物質の監視



PM2.5大気移動測定車

施策12 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止

- ・工場・事業場に対する規制、指導
- ・異常水質事故対策の推進
- ・土壌・地下水汚染対策の推進
- ・公共用水域や地下水の監視測定



工場排水の採水・検査

施策13 化学物質・放射性物質対策の推進

- ・化学物質の排出量・取扱量などの把握と公表
- ・環境コミュニケーションの支援
- ・事業者指導と環境濃度の把握
- ・石綿対策の推進
- ・ダイオキシン類対策の推進
- ・放射性物質への対応



環境コミュニケーション

施策14 身近な生活環境の保全

- ・騒音・振動・悪臭対策の推進
- ・工場・事業場における公害防止組織の整備
- ・公害防止管理者・主任者向けフォローアップ研修の実施
- ・公害苦情・紛争の適正処理の推進



新幹線鉄道騒音測定

施策15 環境分野の災害への備えの推進

- ・環境監視情報の防災への活用
- ・災害廃棄物対策、有害物質の漏えい対策など、災害に備えた環境保全の体制づくり
- ・災害時にも活用可能な太陽光発電設備、蓄電池、電気自動車などの計画的整備



県有施設に設置した太陽光発電設備

主な施策指標

微小粒子状物質(PM2.5)の濃度

現状値

13.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
(平成 27 年度)



目標値

12.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
(平成 33 年度)

V

環境の保全・創造に向けて 各主体が取り組む協働社会づくり



左上：河川清掃の取組
左下：埼玉県環境産業合同入社式

右上：草刈り活動の様子
右下：環境学習の取組

現況と課題

環境と経済

- ・ 本県は、製造品出荷額等が全国第7位(平成26年)の産業県ですが、今後、生産年齢人口の減少が見込まれる中、いかに県内経済・県民所得を維持・向上させていくかが課題となっています。環境保全に貢献する環境ビジネスの振興を図り、環境と経済発展の好循環を形成していくことが、持続可能な社会の構築にとって重要です。

環境と地域づくり

- ・ 本県には、豊かな森林や身近な緑、数多くの河川があり、多様な自然環境を形成しています。自然環境や景観の保全の取組を地域が一体となって進める必要があります。

連携・協働

- ・ 豊かな自然環境の保全・再生などの課題に効果的かつ適切に対応するためには、県民、市民団体、企業、行政、学校などあらゆる主体が連携・協働して取組を進めることが重要です。

人材育成

- ・ 持続可能な社会の構築に向けて、環境学習の充実、環境学習や環境保全活動を担う人材の育成を図ることが必要です。

環境科学・技術の振興と国際協力

- ・ 多様で複雑化する環境問題に各主体が、連携・協働して取り組んでいくためには、環境問題の現状や取組に関する情報を共有するとともに、幅広い調査研究や技術開発など、環境科学の振興が不可欠となっています。各種調査や研究を進めるとともに、環境に関する情報を提供していくことが必要です。

施策展開の方向

施策16 環境と経済発展の好循環の創出

- ・ 環境ビジネスの振興
- ・ 低炭素社会をリードする産業の育成
- ・ 産業廃棄物処理業から環境産業へのステージアップに対する支援
- ・ 環境に配慮した農業の振興
- ・ 事業活動における自主的な環境負荷軽減活動の推進

施策17 環境と共生する地域づくりの推進

- ・ グリーン・ツーリズムの推進
- ・ 歴史・文化的環境及び自然景観の保全
- ・ 環境影響評価制度の推進
- ・ 地域が主体となった環境保全活動の推進

施策18 連携・協働による取組の拡大

- ・ 県民、企業、学校、市町村と連携・協働した環境保全への取組の推進
- ・ 環境の保全と創造に取り組む県民、企業、市民団体などへの支援
- ・ 九都県市を中心とした広域的な連携の推進



学校と地域が連携した環境学習

施策19 環境を守り育てる人材育成

- ・ 環境学習の機会の拡大
- ・ 環境学習・環境保全活動を担う人材の育成



彩の国環境大学

施策20 環境科学・技術の振興と国際協力の推進

- ・ 環境情報の収集及び提供
- ・ 産官学と交流及び連携した共同研究の推進
- ・ 環境科学の振興
- ・ 海外の研究機関などとの共同研究、人的交流の推進
- ・ 環境技術の提供による国際貢献



埼玉県環境科学国際センター

主な施策指標

地域清掃活動団体の登録数《累計》

現状値

531 団体
(平成 27 年度末)



目標値

830 団体
(平成 33 年度末)

環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の派遣回数(年間)

現状値

237 回
(平成 27 年度)



目標値

300 回
(平成 33 年度)



埼玉県環境基本計画

問い合わせ／**埼玉県環境部環境政策課**

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL：048-830-3015 FAX：048-830-4770

E-mail：a3010-09@pref.saitama.lg.jp

詳しくは埼玉県ホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/>)

「埼玉県環境基本計画」のページをご覧ください。



古紙パルプ配合率80%再生紙を使用

この印刷物は、エコマーク認定の

古紙配合率 80% の再生紙を使用しています。



この印刷物はベジタブルインクを使用しています。



埼玉県のマスコット
「コバトン」「さいたまっち」